

精華町の子ども・子育てを取り巻く概況 この計画の策定経緯

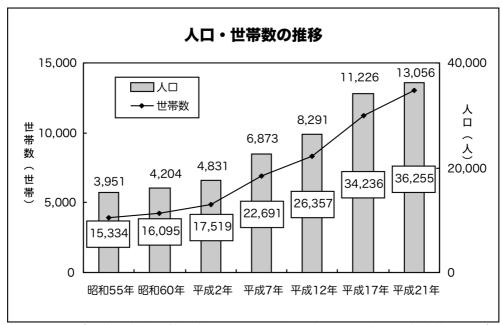


精華町の子ども・子育てを取り巻く概況

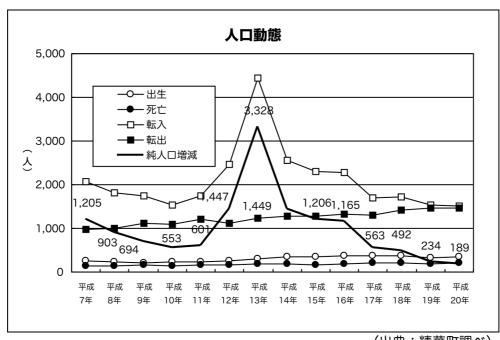
(1) 統計等の諸指標にみる概況

① 人口・世帯の動向

学研都市開発の進展に伴う転入によって、人口・世帯数が一時的に急増しましたが、近年、その伸びは安定しています。

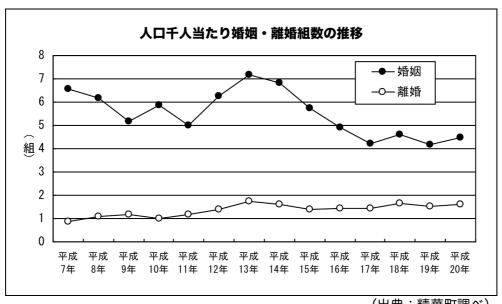


(出典:各年国勢調査、ただし平成21年は9月末日現在精華町調べ)

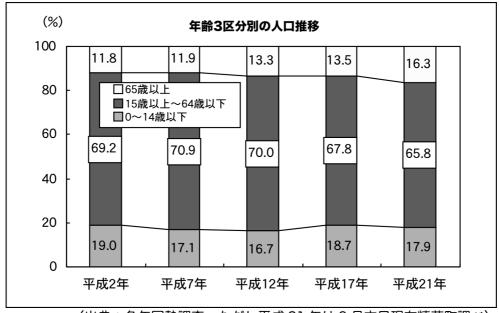


(出典:精華町調べ)

婚姻組数の変動が示す通り、子育て期にある世帯のまとまった転入があったことを反映 して年少人口比率の低下が比較的緩慢ですが、高齢化は着実に進んでいます。

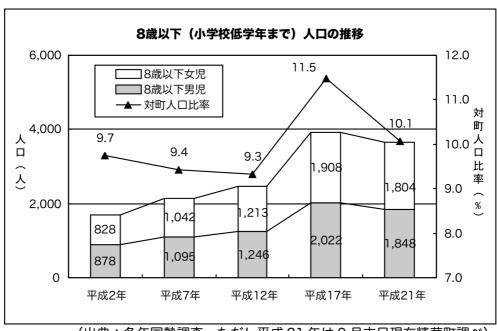


(出典:精華町調べ)

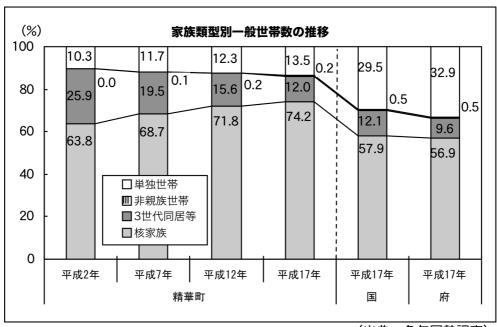


(出典:各年国勢調査、ただし平成21年は9月末日現在精華町調べ)

8歳以下人口は平成 17 年をピークに減少しています。また、単独世帯、核家族世帯比率が増加しています。



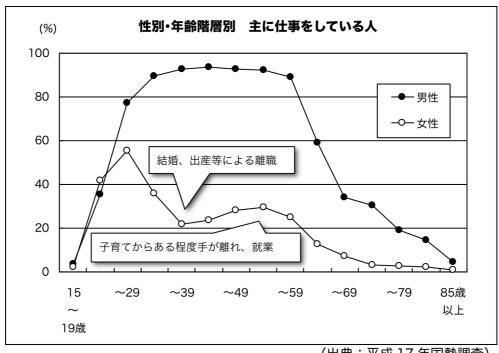
(出典:各年国勢調査、ただし平成21年は9月末日現在精華町調べ)



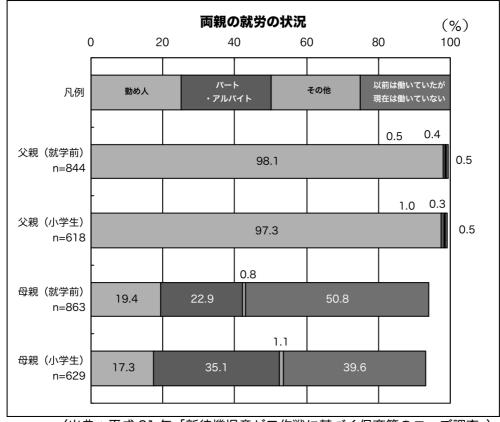
(出典:各年国勢調査)

② 女性の就労状況とライフステージ

女性の社会進出が進んでいるとされるものの、15歳以上で「主に仕事をしている人」の 割合を男女で比較すると、女性の就労が結婚や出産、育児等によって大きく左右されてい ることがうかがえます。



(出典:平成17年国勢調査)



(出典:平成21年「新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査」)

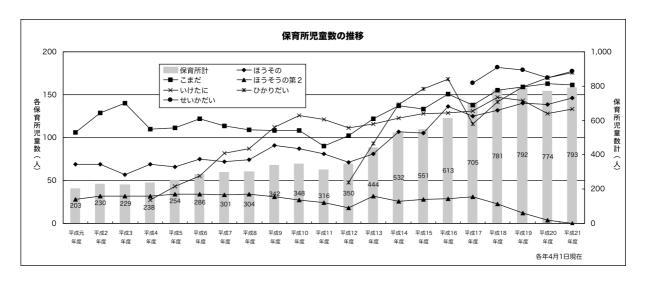
③ 保育所と保育事業

精華町では5保育所があります。各保育所の概要は以下の通りとなっています。

■保育所施設の概要

	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	建物構造	園庭面積 (㎡)	定員 (人)	建物履歴
ほうその	2,703.11	711.60	鉄骨ブロック 平屋	1,167.68	120	S.46.5開所、S.63大規模修理、 H.8, H.14増築
こまだ	3,073.28	1,512.80	鉄骨造 2階建	950.40	150	S.50.4開所、S.63大規模修理、 H.14建替
いけたに	4,100.00	906.00	鉄筋コンクリート 平屋	1,172.84	150	H.3.6開所
ひかりだい	2,341.85	1,514.64	鉄筋コンクリート 2階建	1,113.00 幼稚園と共用	150	H.12.4開所、幼稚園併設
せいかだい	3,009.24	1,640.13	鉄骨 2階建	928.41	150	H.17.4開所

開発の進捗に伴って保育児童数が増加したことから、平成 17 年にせいかだい保育所を開所しました。また、ほうその第 2 保育所は、児童数の減少に伴い集団保育が困難となったため平成 21 年 3 月をもって休所しています。



■保育所別の各歳別保育児童数

- MA 137/103 - CHAMBER 1370								
	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
ほうその	120	11	19	30	24	24	28	136
こ ま だ	150	9	20	22	39	44	41	175
いけたに	150	14	18	20	34	28	27	141
ひかりだい	150	15	23	36	42	41	46	203
せいかだい	150	6	32	39	34	39	38	188
計	720	55	112	147	173	176	180	843

平成21年10月1日現在

現行の保育事業量を総括すると以下の通りとなります。

■保育事業量

(平日)

	時間を	带	保育事業量
早朝保育	7:00 ~	8:30	720人
通常保育	8:30 ~	16:30	720人
延長保育	16:30 ~	19:00	720人

(土曜日)

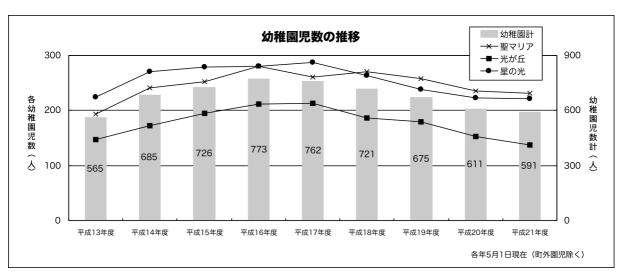
	時間を	带	保育事業量
早朝保育	7:00 ~	8:30	720人
通常保育	8:30 ~	12:00	720人
延長保育	12:00 ~	16:00	720人

(その他)

0歳児保育		全保育所で生後6か月から受け入れ
一時保育	(8:30 ~ 16:30)	ひかりだい保育所;7名程度/日、せいかだい保育所;13名程度/日、 1,800円/日(早朝・延長保育有り、料金別途要)
障がい児保育		全保育所で受け入れ、必要に応じて保育士を加配

4 就学前教育

精華町には、私立幼稚園が3園あり、それぞれ特色のある教育方針のもとで、就学前教育を実施されています。各園の概要は以下の通りとなっています。



■幼稚園別の園児数 (人)

									(, ,
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
聖マリア	193	241	252	280	261	270	258	235	231
光が丘	147	173	195	212	213	187	179	153	138
星の光	225	271	279	281	288	264	238	223	222
幼稚園計	565	685	726	773	762	721	675	611	591

各年5月1日現在(町外園児除く)

⑤ 放課後児童クラブ

すべての小学校に放課後児童クラブを開設し、昼間留守家庭児童の指導を行っています。 全学年を対象として、平時は下校時から 18 時まで、学校長期休業中は 8 時 30 分~18 時までの開設としています。

■	放課後児童クラブの	旨導児童数					(人)	

名称	小学校区	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
にこにこクラブ	精北	38	46	44	44	47	58	70	58	71	75
てんとう虫クラブ	川西	32	27	24	34	34	42	64	60	71	68
ひまわりクラブ	山田荘	46	59	52	64	58	66	84	95	83	85
なかよしクラブ	東光	32	46	70	76	75	99	109	115	121	116
ぴかぴかクラブ	精華台	-	17	36	74	80	105	130	139	132	138
計		148	195	226	292	294	370	457	467	478	482

各年4月1日現在

(2)社会動向と精華町の取り組み

① 国・府の動向(京都府次世代育成支援後期行動計画参考資料より)

年 度	国の動き	京都府の子育て支援に関する主な取組
平成 7年度	エンゼルプラン+緊急保育対策等5か年事業 (平成7年度~11年度)	
	1	京都府子育で支援計画策定(平成8年度~17年度)
	▼ 12月 少子化対策推進基本方針	◇総合周産期母子医療センター事業
平成12年度	新エンゼルプラン(平成12年度~16年度)	◇周産期医療情報システムの運用
	1	
	7月 仕事と子育での両立支援等の方針 (待機児童ゼロ作戦)	◇未来っ子サポートチーム(虐待専任)の設置
平成14年度	少子化対策プラスワン(厚労省まとめ)	
平成15年度	7月 次世代育成支援対策推進法	6月 京都府未来っ子いきいき推進戦略本部設置
	9月 少子化社会対策基本法	◇京都発!手紙(メール)でむすぶ家族ふれあい大賞
		◇こども発達支援センター設置
		◇母子家庭等自立支援センター事業
		◇不妊治療費の軽減を図るため府独自の助成事業
平成16年度	6月 少子化社会対策大綱	5月 京都府未来っ子いきいき推進懇話会設置
	- ▼ 子ども・子育て応援プラン	◇NPO、子育て支援団体と協力して地域ぐるみ子育て応援事業
	(平成17年度~21年度)	▼ ◇特定不妊治療助成事業
平成17年度	地方公共団体、企業等における	「未来っ子いきいき応援プラン」策定
	行動計画の策定・実施	きょうと未来っ子いきいき推進計画の策定
平成18年度	6月 新しい少子化対策について	◇こども政策監設置
		◇子育てを応援する企業・団体への支援表彰事業
		◇府立医科大学外来診療棟(第1期)建設事業(小児医療センター等を含む)
		◇長期療養を要する児童を持つ家庭支援事業
		◇商店街の空き店舗を利用した地域子育てステーション事業
		◇地域の安心・安全「子ども・地域安全見守り隊」への支援事業
平成19年度	12月 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス)憲章	◇子育て応援パスポート事業
	仕事と生活の調和推進のための 行動指針	▼ 12月 京都府子育て支援条例の策定
		未来っ子いきいき応援プランの改定(次世代育成支援行動計画) (平成19年12月~22年3月)
	12月「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略	◇就学前児童を持つ親のための応援塾開催事業
	【車の両輪】	
	◆仕事と生活の調和の推進	◇児童虐待対応強化事業
	◆包括的な次世代育成支援の	◇病児・病後児保育に係る支援事業
	枠組みの構築	◇発達障害児等早期発見・早期療育支援事業
平成20年度	2月「新待機児童ゼロ作戦」について	◇家庭支援総合センター(仮称)整備開始
	11月 社会保障国民会議最終報告	12月 多様な保育サービスについて、アクションプランの差込改訂
		◇京都府こども未来基金創設
		◇妊婦健康診査の回数拡充のための支援特別対策事業
		◇母子家庭等の自立支援のため緊急就職支援事業
		◇学習、運動部活動支援の地域で支える学校教育推進事業
		◇保育所整備、保育の質の向上研修等に係る子育で支援特別対策事業
		◇青少年のひきこもり自立支援のための訪問「チーム絆」事業
		▼ ◇園庭、校庭の芝生化のための子どもにやさしい緑の広場整備事業
平成22年度		未来っ子いきいき応援プランの改定 (次世代育成支援後期行動計画)

② 精華町のこれまでの主な取り組み

時期	取り組み
平成 10 年度	「精華町保育所づくりの構想」策定
平成 12 年度	「人権教育のための国連 10 年精華町行動計画」策定
亚世 12 左座	「精華町障害者基本計画」策定
平成13年度	精華町子育て実態調査
平成 14 年度	「精華町第 4 次総合計画」策定
平成 15 年度	「精華町児童育成計画」策定
平成16年度	次世代育成支援に関するニーズ調査
十八八〇千尺	「精華町児童育成計画・次世代育成支援行動計画(前期計画)」策定
平成17年度	「精華町男女共同参画計画」策定
十八八千尺	「精華町人権教育・啓発推進計画」策定
	「精華町子どもの読書活動推進計画」策定
平成 18 年度	精華町の保育所に関する保護者アンケート調査
	「精華町障害者基本計画(改訂)・精華町障害福祉計画」策定
平式 10 左座	「精華町第2次保育所づくり構想 〜精華町保育所づくり指針〜」策定
平成 19 年度 	「精華町健康増進計画」策定
	精華町次世代育成支援に関するアンケート調査・新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニ ーズ調査
	「精華町立ほうその保育所建設基本計画」策定
平成 20 年度	精華町放課後児童クラブに関する保護者アンケート調査
	「精華町障害福祉計画(改訂)」策定
	「精華町地域福祉計画」策定
平成 21 年度	「精華町児童育成計画・次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定

この計画の策定経緯

(1) 策定の経緯

年	月	取り組み
平成 20	9	精華町次世代育成支援に関するアンケート調査・新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等 のニーズ調査
	7	第 1 回精華町次世代育成支援対策地域協議会 「精華町における次世代育成支援に関するアンケート調査結果の報告について」等
	9	庁内関係各課へのヒアリング調査
平成 21	10	第2回精華町次世代育成支援対策地域協議会 「前期計画の総括について」等
		町内育児サークルへのヒアリング調査
	12	第3回精華町次世代育成支援対策地域協議会 「後期計画内容の検討について」等
	1~2	パブリックコメントの募集(募集期間:1 月 19 日から 2 月 18 日)
平成 22	3	第4回精華町次世代育成支援対策地域協議会 「後期計画(案)について」等

(2)精華町次世代育成支援対策地域協議会

■設置要綱

精華町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成21年1月28日 要綱第1号

(設置及び目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律120号)第21条の規定に基づき、 精華町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置等について協議する ため、精華町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
- (1) 精華町次世代育成支援行動計画に関すること。
- (2) その他次世代育成支援対策の推進上必要と認められること。 (組織)
- 第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2)関係行政機関の職員
- (3) 社会福祉関係団体を代表する者
- (4) 保健、医療関係団体を代表する者
- (5)教育関係団体を代表する者
- (6) 子育て支援等に関係する者
- (7) 町民から公募する者
- (8) その他町長が必要と認める者
- 3 町民から公募する者の選考方法等については、別に定める。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選でこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。 (意見の聴取等)
- 第7条 協議会は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見及び 説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (第3)
- 第8条 協議会の庶務は、民生部児童育成課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮って別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

■委員名簿

分野			委員	各	関係機関
学識経験者	0	西	Ш	満	社会福祉法人盛和福祉会(児童養護施設 京都大和の家)
関係行政機関		鈴	木	賀永子	京都府山城南保健所
社会福祉		杉	Щ	典 寿	社会福祉法人精華町社会福祉協議会
		澤	田	典子	精華町民生児童委員協議会
		地	主	明広	特定非営利活動法人そら
保健医療		桑	原	勲	社団法人相楽医師会精華班(創愛クリニック小児科医院)
教育機関		長	澤	英雄	精華町小中学校校長会(精華町立川西小学校)
		谷		偉	精華町内幼稚園(学校法人光が丘幼稚園)
		木。	ノ下	博巳	学校法人南京都学園(南京都高等学校)
		福	味	真樹紅	精華町地域で子どもを育てる連絡協議会
子育て支援等 関係	0	田	中	智美	精華町子育て地域パートナー連絡協議会
		松	本	彰子	子育てサポート「結」
		澤	野	里 実	精華町養護学校生親の会
町民代表		近	藤	かほる	町民公募
		山	脇	智子	町民公募

[◎] 会長 ○ 副会長

子どもと家庭、地域はひとつ! にこにこ子育て すくすく精華

【精華町児童育成計画・次世代育成支援後期行動計画】

発 行 :精華町

編 集 : 民生部 児童育成課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻 70 TEL: 0774-95-1917 FAX: 0774-95-3974

発行日: 平成22年3月